

第2回 福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議

福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等の 適正化に向けた方向性

令和7年9月30日

検討の趣旨

- 福岡市漁港管理条例及び同条例施行規則においてプレジャーボート（※）を係留できるのは浜崎今津漁港と規定しているが、その他の福岡市が管理する漁港（以下「市管理漁港」という。）において、プレジャーボートの放置艇を約350隻確認している。

船種		
大区分	中区分	小区分
小型船舶	プレジャーボート	モーターボート、ヨット類
	遊漁船	遊漁船
漁船	—	—
漁船以外の船舶	上記以外の船舶 (例: 作業用船舶等)	上記以外の船舶 (例: 作業用船舶等)

※ 福岡市漁港管理条例に規定する船舶の種類は、「漁船」、「漁船以外の船舶」、「小型船舶」となっており、本有識者会議では、プレジャーボート及び遊漁船（以下「プレジャーボート」と総称する。）の係留等を議論の対象とする。

- プレジャーボートの放置艇については、全国的な課題となっており、市管理漁港においても多くの放置艇が確認されたことから、「福岡市管理漁港におけるプレジャーボートの係留等のあり方に関する有識者会議」を設置（10月までに3回程度開催予定）し、専門的見地から意見をいただきながら、国の示す方向性も踏まえ、適正化に向けた対応を検討する。

I 福岡市管理漁港における係留等の状況

- 第1回会議でお知らせしていた「市漁協のプレジャーボートの係留に係る収支」について、調査結果を報告するもの。

市漁協のプレジャーボートの係留に係る収支（浜崎今津漁港・玄界漁港を除く6漁港）

※市漁協から提供

(単位：千円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収入 (A)	20,794	21,182	23,423	29,087	32,026	33,663	33,408
プレジャーボート 管理経費 (B)	19,638	20,002	19,898	24,980	28,993	28,692	28,902
差額(A)-(B)	1,156	1,180	3,525	4,107	3,033	4,971	4,506



毎年度の差額は、プレジャーボートを含む漁港全体の修繕や維持管理経費に充当

プレジャーボート管理経費 (B)の内訳

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	①巡回、点検、清掃	13,711	13,700	15,711	19,678	21,063	23,574	23,474
	②緊急時の対応	1,926	1,284	642	1,284	1,284	642	642
	③その他の人件費	180	180	180	180	180	180	180
物件費	④係留施設の設置等	26	594	113	42	1,098	525	196
	⑤クレーン設備の補修修繕	1,047	1,578	982	1,305	2,472	1,220	1,790
	⑥水道代、電気代	1,434	1,346	1,531	1,398	1,420	1,578	1,454
	⑦放置艇撤去費等	408	295	212	426	750	194	422
その他	⑧契約手続き等の委託費	906	1,025	527	667	726	779	744

Ⅱ 第1回有識者会議のふりかえり

- 第1回有識者会議（9/12）での主な意見は下記のとおり。

□ 係留しているプレジャーボート（約350隻）への対応について

- ① 県内の他市町が管理している漁港には収容能力の余裕がない。
- ② 市内民間マリーナの現状は、大方、飽和している状況。
- ③ 漁業の状況変化の中で、漁港の空間的余裕がある場合は、漁業以外と共に存共栄することが望ましい。
- ④ 本来、漁港は漁業活動のためのものであり、漁業活動に支障がないようにしてほしい。
- ⑤ 水産庁をはじめ国の色々な方針を踏まえ、適正化に向けた検討を進めるべき。
- ⑥ 現在、漁港にプレジャーボートを係留している善意の利用者に不利益がないような考慮が必要。

□ 今後の管理運営と放置艇対策について

- ⑦ 周辺住民にとっても安全・安心な管理をしてほしい。
- ⑧ 他都市の先行事例を参考に検討を行うべき。
- ⑨ 漁港のことを一番把握している漁業者の知識や経験と、行政が連携した管理体制の検討が必要。

□ 今回の事案の原因検証と再発防止策について

- ⑩ 漁協が費用を利用者より徴収していたことについて、漁協が管理するためにどのような経費が発生していたかを確認することが望ましい。
- ⑪ 出来る範囲で過去に遡って検証し、市民が納得できる新しい管理の方向性を打ち出すことが重要。
- ⑫ 第三者的立場から、福岡市の調査等には全面的に協力する。

Ⅲ 適正化に向けた方向性（案）

係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について

〔第1回会議における委員意見を踏まえた方向性〕

条例及び規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港についても市の適正な管理下においてうえで、プレジャーボートの受入れを行う。

【理由】

- ・福岡市の現状を国のマニュアル（※）に照合すると「漁港管理者以外のものが漁港管理者の許可なく漁港施設に係る料金を徴収しており、不適切な状態」に該当し、放置艇の移動・撤去又はこれらの問題が解決されることを条件として受入が可能とされている。
- ・県域や市内民間マリーナでの受入れが難しい状況の中、約350隻の放置艇を撤去させると、他の場所での更なる放置艇が発生する恐れがある。

※国のマニュアル：「プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル（平成28年度改訂版） 平成29年3月 水産庁」

【留意事項】

- ・漁船減少による漁港の有効活用の観点を踏まえつつ、本来、漁港は漁業活動の施設であるため、漁業活動に影響のない範囲とする。
- ・国の方針や他自治体の先行事例を参考にする。
- ・周辺住民にとっても安全・安心な管理とする。

Ⅲ 適正化に向けた方向性（案）

今回の事案の原因検証と再発防止策について

〔第1回会議における委員意見を踏まえた方向性〕

今回の市の不作為事案については、弁護士の委員の協力のもと、下記のとおり調査を実施し、原因を検証するとともに、再発防止策の検討を行う。

【対象者】

- ・平成11年度から令和7年度に下記所属に在籍していた（る）職員（69名）
①農林水産局長 ②水産部長 ③漁港課長 ④管理係長 ⑤管理係員

【調査方法】

- ・アンケート方式（記名） ※回答内容は、個人を特定することができない状態で取りまとめ

【主な調査項目】

- ・放置艇と漁協による費用徴収の事実を知っていたか
- ・浜崎今津漁港の条例改正後、どうして他の漁港は対応できなかったのか、組織内での情報共有はどうなっていたのか など

【スケジュール】

- ・現在、調査に着手済。10月中に調査結果を取りまとめ、第3回有識者会議において報告

適正化に向けた論点

○ 今回、本有識者会議でご意見をいただきたい論点は下記のとおり。

> 市漁協のプレジャーボートの係留の収支について

- ✓ 収支（P3）について、どのように捉えるべきか

> 係留しているプレジャーボートへの対応・今後の管理運営と放置艇対策について

〔方向性〕 条例及び規則を整理し、浜崎今津漁港以外の市管理漁港についても市の適正な管理下においてうえで、プレジャーボートの受入れを行う。

- ✓ 他都市の事例のように、放置等禁止区域・小型船舶用泊地の指定をすべきか
- ✓ 周辺住民にとっても安全・安心な管理とするには、どのような手法があるか
- ✓ 使用料の設定においては、どのような点に留意すべきか
- ✓ 適切かつ効率的な管理運営手法にはどのようなものがあるか

> 今回の事案の原因検証と再発防止策について

〔方向性〕 今回の市の不作為事案については、下記のとおり調査を実施し、原因を検証するとともに、再発防止策の検討を行う。

- ✓ 市が行う調査について

【参考】他都市の放置艇対策の事例

○放置艇対策に取り組んでいる他都市の事例は以下のとおり。

- ① 広島県 : 小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を実施 (P.9-10)
- ② 佐賀県唐津市 : 放置艇の代執行による撤去を推進 (P.11-12)

10.広島県(小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施)

■プレジャーボート基本方針に基づき地方部を中心に「小型船舶用泊地」指定による使用許可制導入

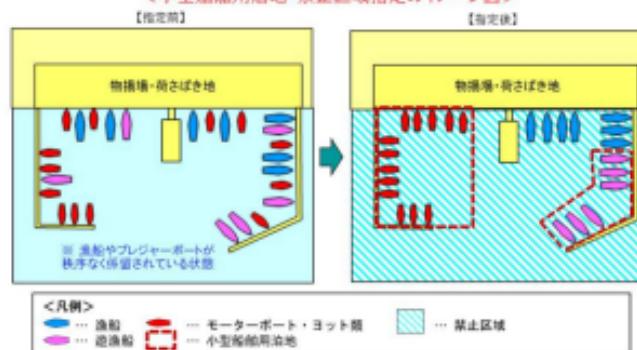
- 平成10年3月「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、**広島港、福山港でボートパーク整備**を行う一方、地方部に多い放置艇への対応が課題。
- 平成30年3月「放置艇解消のための基本方針」を策定し、**令和4年度の放置艇ゼロ隻を目指し対策を実施**するも、コロナにより計画が遅れ、令和4年10月に**目標見直し等改定**。
- 全県的に放置等禁止区域を指定し、地方部を中心に**「小型船舶用泊地」の指定**による使用許可の制度を導入し、**地方部においても放置艇減少の一定の成果を得た**。

取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	10,283	7,444	72.4%
令和4年度	9,837	5,772	58.7%
増減	-446	-1,672	-13.7%

※港湾区域の隻数

<小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図>



小型船舶用泊地の設定イメージ:県条例により禁止区域の中でも漁業活動等に支障のない水域を「小型船舶用泊地」に指定し、そこでプレジャーボートの適正保管を図る。

取組のポイント

- 既存ストック(港湾・漁港の水域施設や設置済みの桟橋、係船環等)を柔軟に活用し、係留保管施設以外にも**係留可能場所を確保**し、放置艇に係留許可を付与
- 係留可能場所を確保すると同時に、**放置等禁止区域を指定**し、無許可のプレジャーボート所有者に対する**撤去指導を徹底**

具体的な取組

- 全県的に放置等禁止区域を指定
⇒無許可のプレジャーボート所有者に対する撤去指導を徹底
- 地方部を中心とした「小型船舶用泊地」の多箇所指定
⇒本来の利用に影響を及ぼさない**既存ストックの活用**
使用料の徴収、利用者団体等への**水域占用**等を検討
- 計画的な廃船処理
⇒所有者不明船への**廃船定義明確化**、処理手続き迅速化
- 保管場所確保の義務化を実施
⇒県独自の係留保管場所届出の義務化

10.広島県(小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施)

■プレジャーボート基本方針に基づき地方部を中心に「小型船舶用泊地」指定による使用許可制導入

「放置艇解消のための基本方針」の改定内容

● 背景

新型コロナウイルス感染症による交渉機会の減少と各地区の困難課題への対応のため、小型船舶用泊地の指定計画に遅れが生じ、令和3年度末の泊地指定数は、全130箇所のうち45箇所(35%)に留まる。

● 改定内容

計画遅れによるスケジュールの見直し

- ①禁止区域及び泊地指定完了の目標年度を令和6年度末まで2年間延長
 - ②放置艇解消目標年度を令和7年度末までに3年間延長
 - ③料金徴収開始年度を令和7年度からに2年間延長

	H30.3 策定	R4.10 改定
禁止区域及び泊地指定完了の目標年度	令和4年度末	令和6年度末
放置艇解消の目標年度	令和4年度末	令和7年度末
料金徴収の開始年度	令和5年度から	令和7年度から

今後の取組にあたっての課題

①小型船舶用泊地の指定に向けた地元関係者との合意形成

⇒プレジャーポート係留に対する地元関係者の理解が地域ごとに異なる

船舶航行への支障等の理由で泊地指定が難航する場合が多い

既に独自ルールで管理されている地域は、調整が比較的スムーズ

②小型船舶用泊地使用許可申請の督促

⇒地域ごとに説明会を行い、現時点で全対象者のうち4割程度を許可

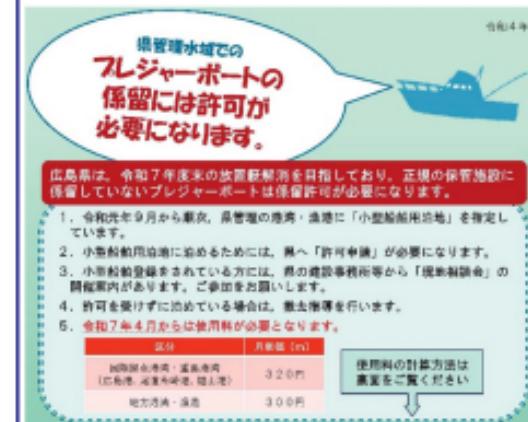
今後は、文書等で使用許可申請を督促

所有者不明船、廃船等も含まれ、撤去指導等を組合せた対応が必要

③使用料微収に伴う係留環境の向上要望への対応

⇒これまで無料で係留していた所有者にとっては、使用料が高いとの印象

使用料徴収に伴う係留環境の向上要望への対応が必要



14. 佐賀県唐津市(放置艇の代執行による撤去を推進)

■係留船舶管理マニュアルの作成及び漁港漁場整備法に基づく簡易代執行を実施

- 令和3年4月に唐津市係留船舶管理マニュアルを策定し、市管理漁港における船舶の放置(不法係留)を防止し、みだりに放置(不法係留)された船舶については、**自主的かつ早期の除却等処理を導入した**。また漁港管理者・漁協が**漁港内に係留されている船舶の台帳を作成すること**により、船舶情報の管理や事務手続きを行った。
- 令和4年3月に所有者を把握できなかった唐津市湊浜漁港内の放置艇に対し、**唐津市が簡易代執行を行い撤去した**。

取組のポイント

- ◆ マニュアルに沿った係留船舶情報の徹底管理
- ◆ 所有者不明船に対し簡易代執行による撤去

取組の効果（放置艇数の変化・唐津市湊浜漁港）

	PB係留総隻数	不法係留隻数	不法係留船率
令和元年度	90	52	58.0%
令和4年度	67	0	0.0%
増減	-23	-52	

具体的な取組

①係留船舶管理マニュアルを策定

- ⇒申請書、漁協の同意書、船舶検査証書、小型船舶免許証の提出により**係留許可申請**することができる。
- 申請承認・使用料の納付の後にステッカーを配布し、ステッカーの番号で船舶を管理する。
 - 地元漁協へ上記の管理を委託**し、週に一回の定期巡回を行う。巡回の結果は記録し毎月唐津市へ報告を行う。
 - 特別巡回として12月に唐津市で係留船舶台帳及び不法係留台帳と実際に停泊・係留している船舶とを照合を行い、新たに放置艇(不法係留船)を発見した時は適宜指導を行う。
 - 台帳は毎年度に唐津市で作成**することとし、前年度末時点での台帳を引き継ぐ。

②放置艇所有者に対する是正の通知

⇒所有者が把握できた船舶に対し唐津市から是正通知を文書・電話により行い、係留許可申請書の提出又は係留許可区域への移動を所有者に要請した。その結果、**令和4年度までに52隻の放置艇が解消された**。

③簡易代執行に係る一連の手続き

⇒漁港漁場整備法(第39条の2第4項)に基づき、簡易代執行による撤去を行った。(別記参照)

14. 佐賀県唐津市(放置艇の代執行による撤去を推進)

(別記)簡易代執行の承認から執行に至るまでの手順

- ①所有者不明等の判断及び決定（廃棄物としては判断できない旨を記載）
- ②簡易代執行の事務手続きを進める方針の確認（実施伺い）
- ③弁明の機会の付与及びその公示送達にかかる（告示）
- ④監督処分に係る措置（簡易代執行）に関する事前の公告→現地貼り出し
- ⑤監督処分にかかる措置の実施伺い
- ⑥放置艇の陸揚を行う（除却業者の選定・契約）
- ⑦簡易代執行による除却の実行→実施報告
- ⑧除却物件の保管にかかる告示→現地貼り出し
- ⑨物件の所有権帰属の報告→公有財産増減異動通知書の提出
- ⑩除却物件の評価（鑑定の契約・実施）
- ⑪鑑定の結果、無価値（0円）であれば、除却物件の廃棄（業者の選定・契約）
- ⑫価値がある場合、除却物件の売却
- ⑬所有者等が名乗り出た場合は船舶の返還及び保管費用等の請求



簡易代執行による陸揚げの様子

今後の取組にあたっての課題

- ◆ 簡易代執行の実施には費用（予算）が必要となる。漁港管理者としては簡易代執行を行う権利を有するが、自治体としては、個人所有物の撤去に対し公費を支出することになり、実施の必要性について説明責任が生じるため、判断は難しい。